年　月　日

経済産業大臣
高圧ガス保安協会
指定設備認定機関　㊞

殿

代表者　氏名

備考　この用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。

**附　則**

この省令は、公布の日から施行する。

## ○国土交通省令第八十七号

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第四十一号）の施行に伴い、並びに地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成十九年法律第五十九号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年十一月二十日

国土交通大臣　太田　昭宏

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律施行規則の一部を改正する省令

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律施行規則（平成十九年国土交通省令第八十号）の一部を次のように改正する。

目次中「第一章　総則（第一条―第九条の二）」を「第一章　総則（第一条―第九条の二）　第一章の二　基本方針（第九条の三）」に、「地域公共交通総合連携計画」を「地域公共交通網形成計画」に、「第五節　乗継円滑化事業（第二十三条―第二十六条）　第五節の二　鉄道事業再構築事業（第二十六条の二―第三十条）　第六節　鉄道再生事業（第三十一条―第三十条の二―第三十条の五）　第七節　地域公共交通再編事業（第三十三条―第三十六条の七）」に改める。

第四条中「市町村」を「地方公共団体」に改める。

第九条を削る。

第九条の二中「第二条第九号の二ニ」を「第二条第九号ニ」に改め、同条を第九条とし、同条の次に次の一条を加える。

（法第二条第十一号の国土交通省令で定めるもの）

**第九条の二**　法第二条第十一号の国土交通省令で定めるものは、次に掲げるいずれかのものとする。

一　特定旅客運送事業に係る路線、運行系統若しくは航路又は営業区域の編成の変更

二　他の種類の旅客運送事業への転換

三　自家用有償旅客運送による代替

四　第一号、第二号又は前号に掲げるものと併せて行うものであって、次に掲げるいずれかのもの

イ　異なる公共交通事業者等の間の旅客の乗継ぎを円滑に行うための運行計画の改善

ロ　共通乗車船券の発行

ハ　乗継割引運賃の設定、交通結節施設における乗降場の改善、旅客の乗継ぎに関する分かりやすい情報提供、ＩＣカードの導入その他の地域公共交通の利用を円滑化するための措置

第一章の次に次の一章を加える。

**第一章の二**　基本方針

（法第三条第二項第六号の国土交通省令で定める持続可能な地域公共交通網の形成に資する地域公共交通の活性化及び再生に関する事項）

**第九条の三**　法第三条第二項第六号の国土交通省令で定める持続可能な地域公共交通網の形成に資する地域公共交通の活性化及び再生に関する事項は、次に掲げる事項とする。

一　国、地方公共団体その他の関係者の役割に関する事項

二　都市機能の増進に必要な施設の立地の適正化に関する施策その他の関係する施策との連携に関する事項

第二章の章名及び同章第一節の節名を次のように改める。

**第二章　地域公共交通網形成計画の作成及び実施**

**第一節　地域公共交通網形成計画の作成**

第十条の見出し中「地域公共交通総合連携計画」を「地域公共交通網形成計画」に改め、同条中「地域公共交通総合連携計画」を「地域公共交通網形成計画」に、「すべて」を「全て」に改める。

第十一条第一号中「地域公共交通総合連携計画」を「地域公共交通網形成計画」に改める。

第十三条第二項第二号中「前条第二項」を「前条第二項各号」に改める。

第十五条中「地域公共交通総合連携計画」を「地域公共交通網形成計画」に改める。

第十六条第三項中「道路運送法施行規則」を「道路運送法第五条第三項及び道路運送法施行規則」に改める。

第十七条に次の一項を加える。

4　前条第三項の規定は、第一項の認定の申請について準用する。

第十八条中「道路運送法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十五号）」を「」とあるのは「道路運送高度化事業につき地域公共交通の活性化及び再生に関する法律施行規則（以下「規則」という。）第十六条又は第十七条に基づく申請書（」と、「」に改め、「又は第十四条に基づく認可申請書（」を削り、「道路運送高度化事業につき地域公共交通の活性化及び再生に関する法律施行規則（以下「規則」という。）第十六条又は第十七条に基づく申請書（規則第十六条第二項又は第十七条第三項の規定に基づく事項の記載及び書類の添付がなされたものであり、かつ、その内容が」を「）第四条に基づく許可申請書に係る事項」に改め、「「国土交通大臣又は地方運輸局長」とあるのは「地方運輸局長」と」の下に「「限る。）」とあるのは「限る。）に係る事項の記載がなされたものに限る。）」と」を加える。

第二十条中「地域公共交通総合連携計画」を「地域公共交通網形成計画」に改める。

第二章第五節を削る。

第三十条の二の見出し中「第二十五条の二第一項」を「第二十三条第一項」に改め、同条中「第二十五条の二第一項」を「第二十三条第一項」に改め、同条第一号及び第二号中「地域公共交通総合連携計画を作成した市町村」を「地域公共交通網形成計画を作成した地方公共団体」に改め、同条を第二十三条とする。

第三十条の三中「第二十五条の二第二項第八号」を「第二十三条第二項第八号」に改め、同条第一号中「地域公共交通総合連携計画」を「地域公共交通網形成計画」に改め、同条を第二十四条とする。

第三十条の四第一項中「第二十五条の三第一項」を「第二十四条第一項」に改め、同項第二号中「第二十五条の二第二項各号」を「第二十三条第二項各号」に改め、同条第二項中「前項各号」を「同項各号」に改め、同条第三項中「鉄道事業法施行規則」を「鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）第四条第三項並びに鉄道事業法施行規則」に改め、同条を第二十五条とする。

第三十条の五第一項中「第二十五条の三第五項」を「第二十四条第五項」に改め、同条第三項中「第一項各号」を「同項各号」に改め、「かつ」の下に「、前項に規定する書類のほか」を加え、同条第四項中「鉄道事業法施行規則第二条第三項及び第四項」を「前条第三項」に改め、同条を第二十六条とする。

第二章第五節の二を同章第五節とする。

第三十一条中「都道府県その他の地域公共交通総合連携計画を作成した市町村」を「都道府県（当該地域公共交通網形成計画を作成した都道府県を除く。）その他の地域公共交通網形成計画を作成した地方公共団体」に改め、同条を第二十七条とする。

第三十二条第一号中「地域公共交通総合連携計画」を「地域公共交通網形成計画」に改め、同条を第二十八条とする。